

令和5年 第3回農業委員会議事録

令和5年3月24日午前10時00分に第3回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

14 番 (齋藤 吉勝) 番 () 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第 4号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報第 5号 令和4年度尾花沢市農作業標準賃金について

議第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第 8号 尾花沢市農用地利用集積計画について

議第 9号 尾花沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
について

議第10号 尾花沢市農業委員会「令和5年度最適化活動の目標の設定」について

令和5年 第3回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和5年第3回通常総会を3月24日（金）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（岸局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（岸局長）

ご着席願います。14番 齋藤吉勝委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は18名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、おはようございます。3月に入って、今年は大雪と言われましたけれども、順調に暖かい日が続きまして、雪の方も順調に解けておりまして、昨日ちょっと伺いましたら村山も土生田あたりまで、新庄市内でも田んぼが見えるくらいまで、今年は雪解けも早まると思われます。皆さん体には十分気を付けて、けがのないように春の農作業に入るよう心がけていただくようお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

（岸局長）

ありがとうございました。次に議長であります、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく申し上げます。

（議 長）

只今より令和4年第3回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、2番柳橋澄子委員、3番小関金也委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いたさせます。事務局長。

(岸局長)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第4号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、報第4号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告い

たします。議案書1頁から4頁をご覧ください。案件は29件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、No.1は自作、No.2からNo.7は別人へ貸借予定で、No.2、No.3、No.7は今月集積計画がなされており、No.6は、今月3条申請がなされています。No.8からNo.10は別人へ売買予定です。No.8、No.10は今月3条申請がなされています。No.9は今月集積計画がなされています。No.11からNo.15は同人へ売買予定で、No.11からNo.14は今月集積計画がなされています。No.15は今月3条申請がなされています。No.16、No.17は、中間管理機構へ貸付予定です。No.18からNo.29は未定です。以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第4号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第5号「令和4年度尾花沢市農作業標準賃金について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

局長補佐。

(事務局 局長補佐)

それでは私より、報第5号「令和5年度尾花沢市農作業標準賃金について」ご報告させていただきます。議案書は5頁から6頁です。

3月15日に、令和4年度尾花沢市農作業標準賃金策定協議会が開催されたところであります。当協議会は、農業委員会から鈴木会長、星川敬夫職務代理、本間農政専門委員長を、他に農作業受託農家代表、農作業委託農家代表、関係機関の方々を委員として委嘱しております。農作業標準賃金についてご協議いただき、決定された内容となっております。6頁の内容をご覧ください。

(賃金表により内容を説明)

算定の経過でございますが、指標としております、山形労働局労働基準監督署で示した山形県の最低賃金は、3年10月は822円でしたが、4年10月時点では、854円と示され、昨年に比べ32円の上昇でございました。他に、電気代、水道代は据置きでしたが、燃料代は算定対象期間としている4月から10月の期間では、前年の同じ期間と比べて13円程の上昇となっております。これらを勘案しまして、令和5年度の農作業標準賃金は、令和4年度と比べまして増額と策定協議会で決定しました。

なお、この標準賃金ですが、あくまでも基礎として提示するもので、最終的には農地の条件や作業内容等を含めて委託者と受託者との間で決定していただくものでございます。内容をご承認いただければ、4月1日市報お知らせ版に、先月承認されました令和4年の賃借料情報とともに掲載する予定です。以上、報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第5号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

議第7号「農地法第3条の規定による許可申請」は7頁から10頁です。

所有権移転についてご説明いたします。案件は9件です。No.1からNo.6の渡人は農業廃止のため、No.7、No.8の渡人は耕作不便のため、No.9の渡人は受人側の要望のためのものです。受人はNo.1からNo.9まで経営規模拡大のための所有権移転です。No.1からNo.9は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

次に賃貸借権の設定についてご説明いたします。案件は6件です。No.1の貸人は高齢化による経営縮小のため、No.2の貸し人は耕作不便のため、No.3、No.4の貸し人は労力不足のため、No.5、No.6の貸し人は借り人側の要望のため、受人側はNo.1からNo.4が経営規模拡大のため、No.5、No.6は新規就農のための設定です。No.1からNo.6は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

続いて、使用貸借権の設定についてご説明いたします。10頁をご覧ください。案件は2件です。No.1の貸人は経営移譲年金受給のため、借り人は設定を受けての貸借です。No.2の貸人は労力不足のため、借り人は経営規模拡大のための貸借です。No.1、No.2とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありました、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第8号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、5番 高橋中央委員、13番 伊勢村孝之委員、16番 星川礼子委員、19番 武田春信委員の退席を求めます。

(5番 高橋委員 退席)

(13番 伊勢村委員 退席)

(16番 星川委員 退席)

(19番 武田委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第8号尾花沢市農用地利用集積計画について説明いたします。議案書11頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。

今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借26件、所有権移転8件です。申請地は、農振農用地区域内の土地で、面積が311aです。

続いて、対象人数は、賃貸借設定が出し手25名、受け手17名、所有権移転が出し手8名、受け手6名です。合計は出し手が33名、受け手が23名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年が18件で11.5ha、6年から9年が2件で16a、10年以上が6件で4.1haです。

10a当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

12頁からは、個別状況になります。このうち14頁は再設定です。15頁は所有権移転分になります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。5番 高橋央委員、13番 伊勢村孝之委員、16番 星川礼子委員、19番 武田春信委員の復席を求めます。

(5番 高橋委員 復席)

(13番 伊勢村委員 復席)

(16番 星川委員 復席)

(19番 武田委員 復席)

(議長)

次に、議第9号「尾花沢市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

局長補佐。

(事務局 局長補佐)

それでは私より、議第9号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」、ご説明申し上げます。議案書は16頁からです。報告様式が縦になっておりますので、議案書を縦にしてご覧ください。17頁から21頁までございます。

なお、内容につきましては、今週の20日月曜日に運営委員会を開催し、ご確認いただいております。

この農地等の利用の最適化の推進に関する指針ですが、農業委員会に関する法律第7条

の規定により定めることとされており、昨年5月の「農業経営基盤強化促進法等の一部改正に合わせまして、一部を改正するものであります。

改正内容としましては、「地域計画」が、法定化されましたので、全体的にこのことを踏まえた記述にしております。

また、各項目の遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進について、それぞれ活動の評価方法を追記しているほか、「第3の『地域計画』の目標を達成するための役割」についても、追記しております。

以上であります。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第10号「尾花沢市農業委員会最適化活動の目標の設定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

局長補佐。

(事務局 局長補佐)

議第10号「尾花沢市農業委員会『令和5年度最適化活動の目標設定』について」ご説明いたします。議案書は22頁からです。23頁をお開きください。様式が縦になっておりますので、議案書を縦にしてご覧ください。

1・農業委員会の状況でございます。令和5年4月1日現在と表記されておりますが、一つ目の農業の概要につきましては記載されている面積、農家数等の主だった数字につきまして、2020年の農林業センサスより記載しています。2段目の枠の右側、認定農業者につきましては市内230経営数でございます。その下段になりますが、農業委員の体制につきましては、新制度に基づくものとして、記載しています。耕地面積については、国から提示された数字を記載しております。

24頁から最適化活動の目標でございます。1、最適化活動の成果目標として、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、(3)新規参入の促進の3項目ありまして、それぞれに、現状及び課題と目標を記載しております。

農地の集積ですが、現状では68.7%の集積率となっており、最終的な目標80%に向けて再度集積、集約化を進めていきたいと考えております。

次に遊休農地の解消ですが、現在の把握面積14haと記載しております。遊休農地の解消につながるよう農地パトロールの実施、啓発に努めまして解消に繋げてまいります。

次に新規参入の促進ですが、記載のとおりでございます。

以上を受けまして、最適化活動の活動目標ですが、1人当たりの活動日数は毎月10日以上、活動強化月間は10月から12月までの3ヵ月間という設定にしております。

なお、こちらの内容も、今週20日の運営委員会において、ご確認いただいております。

こちらの案件につきましてはご可決いただきました後、農業会議の確認を受けて県へ提出することとなっております。併せまして尾花沢市のホームページでの公表を行うこととなっております。以上の件につきまして、審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。後藤委員。

(後藤委員)

15番後藤です。24頁の最適化活動の目標ということで、農地の集積の目標年度が令

和 8 年度に 8 0 % とありますが、前に戻っていただいて 1 9 頁に担い手への農地利用集積目標とありまして、目標として令和 1 4 年 3 月に集積率 8 0 % とあるんですが、ここはどのように見ればよいのか、お願いしたいと思います。

(事務局 挙手)

(議 長)

局長補佐。

(局長補佐)

はい、こちらの集積目標の部分でございますが、現在の傾向として約 2 0 0 h a ずつ新規に集積されている想定で、令和 8 年度に 8 割に達するのではと試算しております。1 9 頁の目標のところだと、令和 1 4 年 3 月に 8 割に達するというような形になりますが、1 9 頁の目標はこれから 1 0 年後という指示がありましたので、このように記載しておりますが、傾向からすると 8 年度には達成見込みということで、以降は 8 0 % を維持していくといった形をイメージしていただければと思います。

(議 長)

後藤委員よろしいですか。その他質疑ございませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 1 0 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

(議 長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和5年第3回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時32分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和5年3月24日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____